

国海員第 1 0 7 号
令和 7 年 8 月 1 2 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

中 野 洋 昌



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 4 8 7 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
株式会社ビット	千葉県木更津市ほたる野二丁目7番地1
新東海運株式会社	熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸3775番地2
優昭 SHIPPING 株式会社	鹿児島県鹿児島市堀江町19番3号
日本産業海運株式会社	福岡県北九州市若松区本町一丁目6番26号